

仙台市後期高齢者レセプト分析業務委託 公募型プロポーザル実施要項

団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）以降、医療や介護の需要が急増することが見込まれています。

疾病を抱えていても重度な要介護状態となっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要不可欠です。

本市では、宮城県地域医療構想において示されている将来的な在宅医療の需要見通しに対し、現時点での在宅医療の供給量や実施状況を把握することにより、今後の在宅医療に係る医療施策への反映に資するため後期高齢者レセプト分析業務を行うこととしており、このたび委託事業者の選定を行います。

1 委託内容及び期間

- (1) 委託者：仙台市
- (2) 委託業務名：「仙台市後期高齢者レセプト分析業務」
- (3) 委託期間：契約締結日～平成 31 年 3 月 29 日（金）
- (4) 業務内容：別紙 1「仙台市後期高齢者レセプト分析業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (5) 担当課：仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課医療政策係 電話：022-214-8196

2 委託金額の上限

金 2,592,000 円（消費税込み）

3 応募資格

このプロポーザルは、公募型プロポーザルとします。応募ができるのは、6 の（1）の応募書類（以下「応募書類」という。）の提出を行う時点で、次の要件を満たす事業者とします。

- (1) 仙台市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること
- (2) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと
- (3) 地方自治法施行令（昭和 25 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する者でないこと
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと
- (7) 政令指定都市において、レセプト分析業務（レセプト点検業務は除く）又はデータヘル

ス計画作成業務を請け負った業務実績があること

4 失格要件

応募書類を提出した者が次のいずれかに該当したときは、失格とします。

- (1) 応募書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき
- (2) 6の(3)の提出期間内に全ての応募書類を提出できなかったとき
- (3) 2の委託金額の上限額より高い見積もりを積算したとき
- (4) 6の(1)の⑤の企画提案書(以下「提案書」という。)が仕様書の内容を明らかに満たしていないとき
- (5) 契約に至るまでの間に(1)から(4)に掲げる要件に該当しなくなったとき

5 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとします。

なお、日程が変更になる場合は、担当課より事業者に連絡をします。

内 容	期 間 等
実施要項の公表	平成30年7月12日(木)
質問受付期間	平成30年7月12日(木)～平成30年7月18日(水)
質問への回答(ホームページ)	平成30年7月20日(金)
応募書類の提出期間	平成30年7月24日(火)～平成30年7月31日(火)
選定結果通知	平成30年8月8日(水) 発送予定
契約	平成30年8月中旬

6 応募手続

応募を希望する事業者は、3の応募資格を確認の上、次により申込みをしてください。

(1) 応募書類

- ① 応募申込書(様式第1号)
- ② 事業者概要・業務実績書(様式第2号)
- ③ 業務実施体制(様式第3号)
- ④ 個人情報の取扱いに関する計画書(様式第4号)
- ⑤ 提案書(任意様式)
- ⑥ 見積・見積内訳書(様式第5号)

(2) 提出方法：持参又は書留郵送若しくは宅配便とします。

(3) 提出期間：平成30年7月24日(火)～平成30年7月31日(火)
9時～12時及び13時～17時(土曜日、日曜日を除く)

(4) 提出先：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課医療政策係(仙台市役所8階)

(5) その他：

- ① 本プロポーザル実施についての説明会は行いません。
- ② 応募書類は、A4判(A3判折込可)とし、6部提出すること(1部原本、5部複写)。応募申込書(様式第1号)、見積・見積内訳書(様式第5号)は、別に綴り、1部のみ提出してください。

7 質問書

本要項又は仕様書の内容等に関する質問は、次により受け付けし、回答します。

- (1) 質問方法：別紙 2 の質問書に記入の上、電子メールにより質問。
- (2) 提出先：仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課医療政策係
メールアドレス：fuk005520@city.sendai.jp
- (3) 受付期間：平成 30 年 7 月 12 日（木）～7 月 18 日（水）
- (4) 回答方法：回答は、原則として平成 30 年 7 月 20 日（金）17 時までに、ホームページで回答します。

8 提案書の書式等

- (1) 提案書は、A4 判で縦又は横書きとし、左とじ（ダブルクリップ留め）の上、印刷したものを提出すること（両面印刷の場合、長辺とじで印刷すること。）。ただし、図表等については、必要に応じて A3 判（折り込むようにすること。）様式も可とします。
- (2) 提案書は、20 ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で 10 枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること（A3 判は、A4 判 2 ページ分の扱いとします。）。
- (3) 提案書に用いる文字サイズは、原則 10.5 ポイント以上（図中の説明にあっては、8 ポイント以上）とすること。
- (4) IT 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。
- (5) 提案書には、社名等がわかる記載をしないこと。

9 提案書の記載内容

提案書の記載内容は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 会社概要、業務体制等について
 - ①会社概要
 - ②業務実施体制
- (2) 当該業務の内容
 - ①後期高齢者レセプトの分析と課題の抽出
 - ②課題解決のための事業内容の提案
 - ③課題解決のための事業の推進方法及び評価方法の提案
 - ④委託期間中の有識者などのバックアップ体制
 - ⑤報告会の実施内容
 - ⑥計画書納品までのスケジュール
 - ⑦その他アピールできる事項

10 提案の審査及び選定方法

- (1) 提案審査
 - ①3 の応募資格についての審査を行い、合致している応募者のみ、提案書の審査を行います。
 - ②提案の審査は、仙台市健康福祉局が設置した「仙台市後期高齢者レセプト分析業務委託提案審査委員会」（以下「委員会」という。）において行います。委員会は健康福祉局が定めた別紙 3「評価基準等一覧」に基づき提案書の内容を総合的に評価し、応募

のあった提案それぞれについて採点します。

③委員会は非公開とします。

(2) 審査基準

応募が1社のみの場合であっても審査は実施し、得点が65点以上のときは、当該提案を第一候補者とします。また、審査結果、得点が65点未満の提案しかなかった場合又は応募がなかった場合は、再度公募を実施します。

(3) 業務受託候補者の選定

委員会による提案審査の結果、得点の総計が最も高い提案をした者を本業務受託者の第1候補者とし、以下得点の高い提案順に第2候補者、第3候補者として選定します。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、平成30年8月8日（水）以降、文書で通知するとともに、本市ホームページにおいても公表します。

なお、非選定の理由について、通知日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面（任意様式）での説明の求めがあった場合は、書面を受理した日の翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面により回答します。

11 事業者の正式決定

プロポーザルの結果、内定した事業者に対し、本市が仕様書6に規定する個人情報保護規定に基づいた調査を行い、その調査結果を外部委託審査会で審査後、本市の個人情報保護規定の基準に該当し、その対策が適切かつ十分に取れていることが承認された事業者を委託先として正式決定し契約を行います（調査予定時期：平成30年8月初旬）。セキュリティの確保については、本市の「仙台市行政情報セキュリティポリシー」及び「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」を参考にしてください。

なお、本市における個人情報に係る業務を受託する事業者の個人情報保護責任者（※）は、本市が行うセキュリティ研修の受講が義務付けられています。個人情報の受け渡しは、研修の受講後になりますので、原則として契約までに受講をお願いします。

（※）一連の作業を行う間、個人情報の保護について責任を負う人。作業場所、作業人員、作業の方法などを随時確認し、個人情報がシステムの・人的に漏えい・滅失などしないように監督する。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

12 契約の締結

仙台市健康福祉局は、選定した第1候補者と業務委託の契約締結交渉を行い、見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行います。なお、この協議には、提案の趣旨を逸脱しない範囲での提案内容の軽微な変更についての協議も含むものとします。

第1候補者との契約締結交渉が不調となった場合は、第2候補者と契約交渉を行うことができることとし、第2候補者との交渉が不調となった場合は、第3候補者と交渉できることとします。

なお、委託事業により生じた特許権及び著作権等の財産権は、原則として市に帰属するものとします。

13 留意事項

(1) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(2) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何に関わらず返却せず、本市の責任において処分することとします。

(3) 応募の辞退

応募申込書の提出後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出することとします。

(4) 費用負担

応募に関する費用は、すべて事業者の負担とします。

(5) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(6) 資料等の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、応募に関わる検討のための目的以外で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

(7) 公文書

応募書類は、仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第2条第2号に定める公文書になります。

14 その他

実施要項に定めのない事項については、本市の指示によるものとします。